# 令和2年度

新居浜市健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書

新居浜市監査委員

新居浜市長 石 川 勝 行 様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治

新居浜市監査委員 柿 並 哲 也

新居浜市監査委員 仙波憲一

令和2年度新居浜市健全化判断比率及び資金不足比率の審査 意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により 審査に付された令和2年度新居浜市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎 となる事項を記載した書類をそれぞれ審査したので、次のとおり意見を提出します。 令和2年度新居浜市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

## 第1 審査の対象

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

令和2年度健全化判断比率

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

令和2年度資金不足比率

新居浜市水道事業会計

新居浜市工業用水道事業会計

新居浜市公共下水道事業会計

新居浜市渡海船事業特別会計

新居浜市工業用地造成事業特別会計

## 第2 審査の期間

令和3年8月3日から同月20日まで

#### 第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に準拠して適正に作成されているかに主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠 書類との照合を行うとともに、必要に応じ関係者からの説明を求め審査した。

## 第4 審査の結果

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係 法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿及び証拠書類と精査照合した結果、その計数は正確であること を認めた。

審査の概要は、次のとおりである。

## 1 健全化判断比率

令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、次表のとおりである。

## 健全化判断比率

(単位:%)

年度 比率名	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度 早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	1	-	_	11. 92
連結実質赤字比率	-	_	_	16. 92
実質公債費比率	1. 4	1.5	2. 1	25. 0
将来負担比率	21. 9	14. 0	4.8	350. 0

- (注1) 実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額がないため、「一」で表示している。
- (注2) 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、「一」で表示している。
- (注3) 実質公債費比率は3か年平均の数値。
- (注4) 将来負担比率は、将来負担額が充当可能財源等を下回る場合は、「一」で表示している。

### 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の、標準財政規模 (27,748,236千円) に対する割合を示している。

これは、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の状況を表すものである。

早期健全化基準は、財政規模に応じ11.25~15% (新居浜市は11.92%)、財政再生基準は20%とされている。

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模

#### 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、特別会計及び公営企業会計も含めた連結実質赤字額の、標準財政規模 (27,748,236千円) に対する割合を示している。

これは、市全体の赤字の程度を指標化し、その運営状況を表すものである。

早期健全化基準は、財政規模に応じ16.25~20% (新居浜市は16.92%)、財政再生基準は30%である。

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

#### 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債の元利償還金等(R2:5,803,931千円)から特定財源 (R2:1,145,359千円)及び元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(R2:4,302,636千円)を引いた額の、標準財政規模(R2:27,748,236千円)から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(R2:4,302,636千円)を引いた額に対する割合を示している。

これは、市全体の公債費の大きさを指標化し、資金繰りの状況を表すものである。

早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされている。

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率 =

標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

#### 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等の地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、特別会計及び公営企業会計の公債費に充当する一般会計繰出見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額、損失補償をしている法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額等の合計額(=将来負担額:82,300,261千円)から、特定財源及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額等(=充当可能財源等:77,159,108千円)を引いた額の、標準財政規模(27,748,236千円)から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(4,302,636千円)を引いた額に対する割合を示している。

これは、一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等の現時点での状況を指標化し、将来の財政を圧 迫する危険度を表すものである。

早期健全化基準は350%とされている。

将来負担比率 = 将来負担据一充当可能財源等

標準財政規模-算入公債費等の額

## 2 資金不足比率

令和2年度決算に基づく資金不足比率は、次表のとおりである。

## 資金不足比率

(単位:%)

会計	年度名	令和2年度	令和元年度	平成30年度	経営健全化 基準
法適用	水道事業会計		_	_	
	工業用水道事業会計	_	_	_	
	公 共 下 水 道 事 業 会 計	_	_		20. 0
法非企	渡 海 船 事 業 特 別 会 計	_	_	_	
適 業 用	工業用地造成事業特別会計	_	_	_	

- (注)公共下水道事業会計については、令和元年度から地方公営企業法を適用している。
- (注)公営企業会計において、資金の不足額がないため、「-」で表示している。

#### 資金不足比率

資金不足比率は、資金の不足額の、事業の規模に対する割合を示しており、公営企業会計ごとに算定される。 経営健全化基準は20%とされている。

## 3 むすび

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として制定されたものである。

この法律で定められた4つの比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも、赤字は生じておらず、また、実質公債費比率は1.4%、将来負担比率は21.9%と、いずれも令和2年度早期健全化基準を大幅に下回っている。これらの比率から判断すると、本市の財政の健全性は、十分確保されていると認められる。今後においても、各指数の推移等に十分留意され、財政の健全性を堅持し、住民福祉の向上に努められたい。

次に、各公営企業会計決算における資金不足については、一部会計において、一般会計からの繰入により資金不足がない状況となっているが、経営の健全性は、ほぼ確保されているものと認められる。今後においても、更なる経営改善に取り組まれ、経営の健全性の堅持に努められたい。